

## 規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律
規制の名称	一般事業主行動計画の策定義務の対象範囲の拡大
規制の区分	改正
担当部局	雇用環境・均等局雇用機会均等課
評価実施時期	平成31年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>【規制の目的、内容】          女性活躍推進法においては、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、国及び地方公共団体以外の事業主のうち常時雇用する労働者が301人以上の大企業に対し、女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（「一般事業主行動計画」）の策定を義務付け、常時雇用する労働者が300人以下の中小企業については、計画策定の努力義務を課しているが、一般事業主行動計画の策定義務の対象を常時雇用する労働者が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大するもの。</p> <p>【規制の必要性】          大企業については、ほぼ全ての事業主（16,425社（平成30年12月時点））が行動計画を届け出ている一方、中小企業については、5,681社（同）しか行動計画を策定しておらず、取組が十分に進んでいるとはいえない。多くの労働者が中小企業に雇われていること等を考慮すれば、中小企業に対しても行動計画の策定義務を拡大する必要がある。</p>
直接的な費用の把握	<p>遵守費用として、今回新たに策定義務の対象となる事業主において、計画策定の費用が発生する。ただし、施行までに十分な期間を設け、計画策定方法の簡素効率化や策定支援等を行うため、過大な費用は発生しない。</p> <p>また、行政費用として、都道府県労働局において、計画の届出を受理する業務や計画策定の支援に係る業務が増加することで費用が発生する。</p>
直接的な効果（便益）の把握	一般事業主行動計画の策定等により、事業主における女性活躍に関する計画的な取組が促され、社会全体での女性活躍の推進につながる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。
費用と効果（便益）の把握	規制の拡充を行うことで事業主及び都道府県労働局に一定の負担が生じるものの、中小企業での女性活躍の取組が促進され、急速な少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現されるため、便益が費用を上回る。

代替案との比較	常時雇用する労働者が101人以上である事業主に対して、一般事業主行動計画の策定を義務化するとともに、策定を行わなかった場合に罰則を科すことを考えられる。しかし、現在一般事業主行動計画の策定が義務化されている常時雇用する労働者が301人以上の事業主については策定率がおおむね100%であることから、労働局による行政指導で履行確保はできており、新たに罰則規定を課すことは、より大きな行政費用を生じさせる。したがって、採用案のほうが適当である。
その他の関連事項	なし
事後評価の実施時期等	この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしている。